

小山市国際交流協会 設立 30 周年記念誌

協賛広告 募集要項

設立 30 周年を迎える小山市国際交流協会は、記念誌（2024 年 9 月頃発行予定）の協賛広告を募集します。記念誌は印刷して会員や関係者に配布するほか、当協会ホームページに掲載を予定しています。

協賛広告掲載の申し込みにあたっては、大変お手数ではございますが、下記を参照の上、申込書をご提出ください。

広告料の使途

いただいた広告料は、記念誌の製作その他 30 周年記念事業に活用させていただきます。

発行予定部数

紙媒体 最大 600 部（予算状況を勘案し決定予定）

電子データ 当協会ウェブサイトに掲載予定

体裁

A 4 縦 約 65 ページ（見込み）

発行予定時期

2024 年 9 月末頃

申込期限

2024 年 7 月 1 日（月）

申込方法

Fax 又は e-mail にて、申込書を小山市国際交流協会事務所にご提出ください。
広告料の支払いについては、申込書を提出いただいた方へ個別に案内いたします。

広告仕様

広告サイズ	寸法(およそ)	広告料
1/8 頁 (1枠)	93mm × 67mm	5,000 円
1/4 頁 (2枠)	190mm × 67mm	10,000 円
1/2 頁 (4枠)	190mm × 137mm	20,000 円
1 頁 (8枠)	190mm × 257mm	40,000 円
2 頁 (見開き)(16 枠)	380mm × 257mm	80,000 円

※掲載する素材を電子データで提供いただく必要があります。

※掲載位置および掲載順に関しましては、ご一任ください。

対象業種又は対象業者の基準

次のいずれかに該当する業種又は業者にかかる広告は掲載できません。

- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に掲げる営業に該当するもの
- ・ 消費者金融又は高利貸しに係るもの
- ・ たばこに係るもの
- ・ ギャンブルに係るもの
- ・ 法律に定めのない医療類似行為を行う施設に係るもの
- ・ 市の指名停止を受けているもの
- ・ 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされないもの
- ・ その他社会問題を起こしている業種や事業者など広告を掲載することが適当でないと当協会会長が認めるもの

広告掲載基準

次のいずれかに該当するものは掲載できません。

- ・ 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- ・ 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- ・ 人権侵害、差別、名誉毀損となるもの又はそのおそれがあるもの
- ・ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの又はそのおそれのあるもの
- ・ 政治性又は宗教性のあるもの
- ・ 個人の氏名を公告することを目的としているもの
- ・ 社会問題について主義主張するもの
- ・ 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
- ・ 美観風致を害するおそれのあるもの
- ・ 法律で禁止されている商品、無認可商品、粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの
- ・ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えたりするもの又はそのおそれのあるもの
- ・ 虚偽、誇大又はまぎらわしい表現等により消費者に誤解又は不利益を与えるおそれがあるもの
- ・ その他広告を掲載することが適当でないと当協会会長が認めるもの

問合せ・連絡先

小山市国際交流協会事務所

〒323-0023

小山市中央町2丁目2番21号 小山市総合福祉センター1階

TEL. 0285-23-1042

FAX. 0285-23-1042

MAIL. oyama6iea@tvoyama.ne.jp